パネラーの発言要旨

「旧条約」は虚偽文書

金日成総合大学歴史学部副部長　金吉信

一九〇五年「乙巳五条約」をはじめ日帝の朝鮮占領と植民地支配を合法化した「旧条約」の真相究明は非常に重要な意義を持つ。

「乙巳五条約」が非法、無効な虚偽文書となる理由は、第一にそれが個人に対する武力的強制と脅迫の方法により作り出されたということ、第二にそれが国の最高主権者の承認、署名、国璽の捺印を得られないものであるということだ。

それは、それが国家を代表する個人に対する強制と強迫による条約であれば絶対的効力を持たず「乙巳五条約」を日実に設置した統監政治時期、総督府時期、日帝が作り公布したすべての「法」「指令」文書も根本的に非法、無効であり、国際法とその慣例に完全に反するからだ。

日帝の朝鮮占領と植民地統治の非法性とその罪行を隠したまま処理された一九六五年「韓日協約」は必ず再検討されなければならない。

日本政府はまず第一に「乙巳五条約」など一連の不法条約が効力を発生していなかったことを認め、原状回復・賠償義務を履行し、十分な真相究明を行うことだ。

一九〇五年「保護条約」を強いる日本政府代表らが、大韓帝国側の「陛下」、「お政大臣（首相）」、外部大臣ほか内閣を構成する大臣ら国家を代表する個々人を直接「強制」することによって署名させたものであることは、どの歴史書、明は、当該国の代表者に対して脅迫を加える以外方法がない。国際慣習法原則を取り入れた「条約法条約」第五十一条は「条約に拘束されることについての国の同意の表明が強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない」と定めている。

伊藤博文らを厳罰とする日本側は「保護条約」強制が国際法違反になることを知りながら実行した可能性がある。この重大な違反事実に照らすと、日本は遅くとも一九〇五年には侵略を開始していたとさえ言える。

事態を招いた。「統監府」が法令類の文書と決裁方式を日本式に変えた一九〇七年十一月十八日の制度改変から約二カ月間、決裁者である皇帝の御名「璽」署名が内閣でもはっきりと見分けられる六個ほどの違う筆跡に偽造されている事実が確認されたのである。

事実を直視すれば、「乙巳条約」と「丁未条約」は条約として認められず、これに根拠を置く「併合条約」も原因無効となる。日本はその責任を負うべきだ。

「旧条約」は虚偽文書

金日成総合大学歴史学部副部長　金吉信

一九〇五年「乙巳五条約」をはじめ日帝の朝鮮占領と植民地支配を合法化した「旧条約」の真相究明は非常に重要な意義を持つ。

「乙巳五条約」が非法、無効な虚偽文書となる理由は、第一にそれが個人に対する武力的強制と脅迫の方法により作り出されたということ、第二にそれが国の最高主権者の承認、署名、国璽の捺印を得られないものであるということだ。

それは、それが国家を代表する個人に対する強制と強迫による条約であれば絶対的効力を持たず「乙巳五条約」を日実に設置した統監政治時期、総督府時期、日帝が作り公布したすべての「法」「指令」文書も根本的に非法、無効であり、国際法とその慣例に完全に反する④日帝の朝鮮占領と植民地統治の非法性とその罪行を隠したまま処理された一九六五年「韓日協約」は必ず再検討されなければならない③日本政府は、朝鮮を占領し朝鮮人民に莫大な人的及び物的被害を与えたことについて、率直に謝罪し償いをしなければならない。

日本政府がまず第一になすべきことは、「乙巳五条約」「併合条約」などの諸条約が効力を発生していなかったことを認め、原状回復・賠償義務を履行し、十分な真相究明を行うことだ。

一九〇五年「保護条約」を強いる日本政府代表らが、大韓帝国側の「陛下」、「お政大臣（首相）」、外部大臣ほか内閣を構成する大臣ら国家を代表する個々人を直接「強制」することによって署名させたものであることは、どの歴史書、明は、当該国の代表者に対して脅迫を加える以外方法がない。国際慣習法原則を取り入れた「条約法条約」第五十一条は「条約に拘束されることについての国の同意の表明が強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない」と定めている。

伊藤博文らを厳罰とする日本側は「保護条約」強制が国際法違反になることを知りながら実行した可能性がある。この重大な違反事実に照らすと、日本は遅くとも一九〇五年には侵略を開始していたとさえ言える。

事態を招いた。「統監府」が法令類の文書と決裁方式を日本式に変えた一九〇七年十一月十八日の制度改変から約二カ月間、決裁者である皇帝の御名「璽」署名が内閣でもはっきりと見分けられる六個ほどの違う筆跡に偽造されている事実が確認されたのである。

事実を直視すれば、「乙巳条約」と「丁未条約」は条約として認められず、これに根拠を置く「併合条約」も原因無効となる。日本はその責任を負うべきだ。

過去を直視せぬ政府

梅花女子大学名誉教授　中塚明

日本政府の二文書に共通した「平和問題に関する基本的立場」という文書を見ると朝鮮支配をなお続けたいという政府であり、そこには明治以来の朝鮮をはじめとするアジア諸国への侵略

日清戦争も日露戦争も、日本からすれば朝鮮侵略のために戦った点で共通している。その結果、日本は米国（桂・タフト覚書）、英国（日英同盟）、ロシア（ポーツマス条約）との外交的とりきめで朝鮮の「保護国」化を認めさせた。

敗戦前後の「対ソ文書指針」（一九四五年五月十四日付）、「朝合国ノ対日要求ノ内容ト其ノ限界」（外務省条約局文書、一九四五年十月二十五日付）という多いが、「侵略」解除された日本が朝鮮植民地化にあたって強要した「旧条約の無効」問題が最大の問題であったが、日本政府は「もはや無効」という条文説明で、改めて朝鮮侵略を公然と合法化・正当化した。

第二次世界大戦後の日本政府の朝鮮問題に関する見解は、敗戦を通して現在でも、「過去の現実を直視する勇気」（昨年一月、宮沢首相の南朝鮮「国会」での発言）に著しく欠けるものであることを指摘せざるを得ない。

「強制」は無効

弁護士・ロンドン大学客員研究員　戸塚悦朗

「乙巳条約」と「丁未条約」は日本の朝鮮併合の基礎をなした条約だが、公文書の形式上多くの法的欠陥を持つ。「丁未条約」では退位的問題が提起される犯罪行為まで表れている。

「乙巳条約」は大韓帝国側の強い反対によって「締結」が一日延期され、その

「乙巳条約」と「丁未条約」は日本の朝鮮併合の基礎をなした条約だが、公文書の形式上多くの法的欠陥を持つ。「丁未条約」では退位的問題が提起される犯罪行為まで表れている。

「乙巳条約」は大韓帝国側の強い反対によって「締結」が一日延期され、その

偽造の道徳的責任負え

ソウル大学教授（和・憲法）　李泰鎮

つでも台湾を主権できる文書のよりどころを備えておくべきだという強迫観念に駆られた日本は、「丁未条約」、法令類に対する皇帝の署名を偽造するという

コメンテーター各氏の発言から

明治大学の海野福寿教授は「日韓戦争開戦百年後の一九〇四年四月二十三日に調印された『日韓議定書』を含めて再検討すべきだ」と発言した。日露開戦による日本政府の承認なしに大韓帝国が第三国と協定を結ぶことを禁ずる「第五条」と改定した。この時から事実上、日本が大韓帝国の国家主権への干渉、「保護国化」を始めたというのだ。

津田塾大学の高崎宗司教授は、当時の日本の国際法学者が「乙巳五条約」、条約一般の有効性をどのように見ていたかについて調べた結果を紹介した。同教授は「多数派の見解によれば保護条約は不当・不法なものであったということになり、少数派の見解によれば正当なものであったということになる」と述べた。

日本社会党の清水澄子議員は「日本政府は、共和国との関係も一連の旧条約が

「合法」という認識に立って「日韓条約」同様の解決を図ろうとしており、歴史的事実に対する反省に欠けている」と指摘、日韓の歴史の再点検を行うよう強調した。

高木健一弁護士は、被侵略植民地支配のほとんどが歴史的事実としての「併合」を出発点として位置付け、「併合条約」の違法性と遡及的な植民地支配を指摘することに言及、「乙巳保護条約」から「併合条約」の違法・不当をどう位置付けるかという問題を提起した。

そして朝鮮植民地支配を一民族の国民感に対する「征服」状態ととらえ、それ故に日本「内地」との「民法状態」が存在し、さまざまな人権侵害が発生したとの見解を述べた。

中央大学の吉見義明教授は、「慰安婦」従軍の強制性問題、国際法違反の解明も「日本による『併合』が合法的だったと前提した場合の議論であり、これが合法的でなかったということになれば議論はまったく違ってくる」と述べた。